

伊賀圏域マスタープラン

三重県

目次

はじめに.....	1
1. 伊賀圏域における都市計画の目標.....	2
(1) 圏域・都市計画区域の現状と取組.....	2
(2) 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題.....	4
(3) 都市計画の理念と目標.....	6
(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造.....	8
(5) 一体の圏域形成に向けた方針.....	18

はじめに

三重県（以下「本県」という。）では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定に先立ち、『三重県都市計画基本方針』（以下「基本方針」という。）を平成 29 年 3 月に策定しました。

基本方針では、県土全体として総合的、一体的観点からおおむね共通する都市づくりの方向として、「県民と共に考える地域づくり」を土台とし、次の 4 つに整理しています。

- ① 「地域の個性を生かした魅力の向上」
- ② 「都市機能の効率性と生活利便性の向上」
- ③ 「災害に対応した安全性の向上」
- ④ 「産業振興による地域活力の向上」

次期都市計画区域マスタープランでは、将来都市像と現状との乖離を解消するため、「都市経営の観点」、「都市防災の観点」、「都市活力の観点」の 3 つの変革の観点を取組に反映させ、実効性を高めることとしています。

また、本県では、都市計画区域マスタープランに定めるべき項目のうち「都市計画の目標」については、生活等の結びつきが強い複数の都市計画区域を一括し区域外も含め「圏域」として設定し、おおむね 20 年後の将来都市像を展望し、『圏域マスタープラン』として先に示すこととしています。

各都市計画区域マスタープランは、圏域マスタープランに示す目標をふまえ、当該都市計画区域におけるおおむね 10 年間の具体的な都市計画の方針を定める計画として、改定（基準年：平成 32 年）することになります。

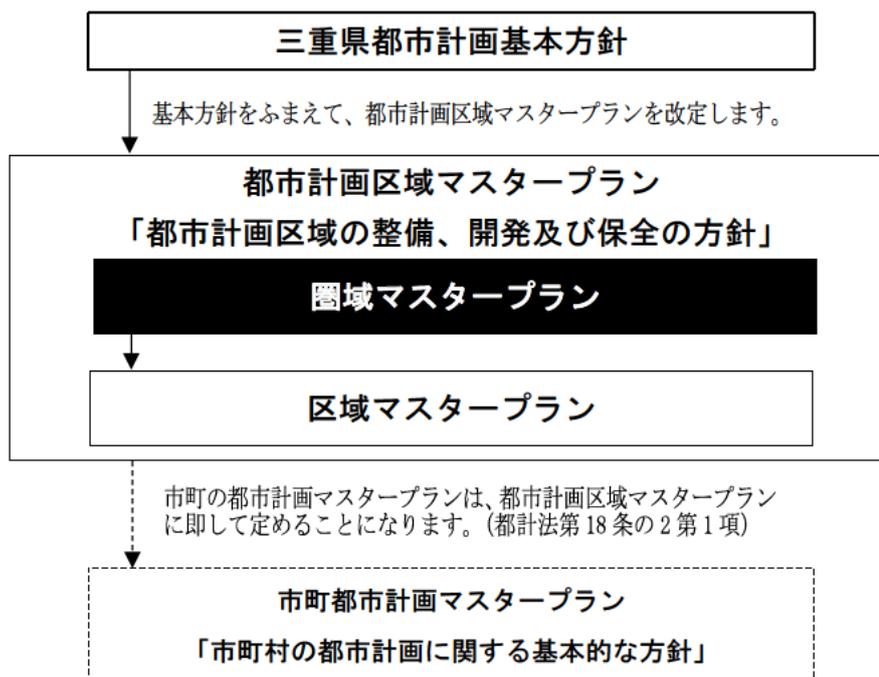


図 圏域マスタープランの位置づけ

1. 伊賀圏域における都市計画の目標

(1) 圏域・都市計画区域¹の現状と取組

地勢、人口、産業の状況、市街化の動向、都市施設・公共交通、自然環境等の現状、都市計画に関連する取組等、本圏域の現状把握をします。

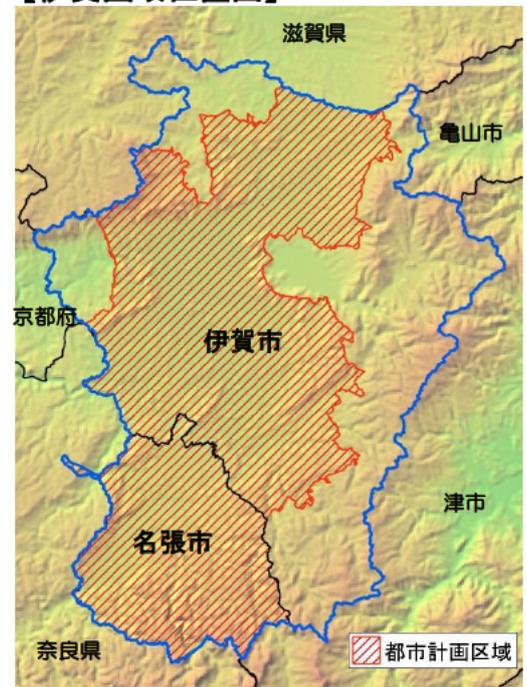
① 圏域・都市計画区域の現状

● 伊賀市、名張市の2市
● 伊賀都市計画区域（伊賀市の一部）
● 名張都市計画区域（名張市）

i. 地勢、人口、産業

- ・本圏域は、県西部にあって、近畿圏と中部圏のほぼ中間に位置し、周囲は滋賀県、京都府、奈良県と接しており、これらの地域との交流も見られます。
- ・本圏域における都市的土地利用は、鈴鹿山系、布引山系、大和高原等に囲まれた盆地状の平地あるいは丘陵地で行われています。
- ・県内の人口が減少局面にある中で、本圏域も人口が減少傾向にあります。世帯数は、名張市では増加していますが、伊賀市では減少しています。人口動向は地域ごとに差があり、用途地域²の縁辺部で増加が見られる地域がありますが、山間部では減少傾向となっています。
- ・高齢化率は30.1%で県全体の平均（27.9%）よりも高くなっています。また、山間部ほど高齢化が進行しています。
- ・商品販売額は、直近には増加していますが、長期的には増減を繰り返しながら、平成9年度をピークとしてやや減少傾向にあります。一方、製造品出荷額は着実な増加傾向を示しており、特に伊賀市ではその傾向が顕著です。

【伊賀圏域位置図】



出典：国土地理院 <http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

ii. 市街化動向

- ・人口集中地区（DID）³は、伊賀市の用途地域内、名張市の用途地域内および住宅団地で

¹ 都市計画区域：都市計画法第5条に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発および保全する必要のある区域として都道府県が指定する、都市計画を定める範囲のこと。

² 用途地域：都市計画法第8条に基づき、住居、商業、工業等市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。用途地域は13種類あり、建築物の用途、形態、建ぺい率、容積率の制限等を定めている。

³ 人口集中地区（DID）：国勢調査で設定される、市町村の区域内で人口密度40人/ha以上の基本調査区等が互いに隣接して人口が5,000人以上になる地域。なお、公共施設等が含まれるなどの場合には、人口集中地

形成されています。その人口密度は平成27年時点で47.7人/haと5圏域で最も高くなっていますが、低下傾向にあります。(三重県平均41.6人/ha)

- ・ 建築着工状況は、用途地域内への立地が約34%となっています。用途地域外ではインターチェンジ周辺等で工業系の建築着工が見られます。
- ・ 農地転用面積は、用途地域外が約81%を占めています。
- ・ 空き家率は、平成25年で15.0%となっており、県平均15.5%と比べ約0.5ポイント低くなっています。

iii. 都市施設・公共交通

- ・ 三重県においては、高規格幹線道路⁴を中心とした道路ネットワークの概成、さらにはリニア中央新幹線の建設や、中部国際空港および関西国際空港の機能拡充による利便性向上等により、三重県と国内外各地との間の移動時間が短縮されるとともに行動圏域が拡大し、交流・連携の多様化や産業経済活動の活性化が見込まれます。
- ・ 本圏域において、伊賀市では名古屋と大阪を結ぶ高規格幹線道路である名阪国道が市内を縦貫するほか、国道25号、国道163号、国道165号、国道368号、国道422号等を骨格とした幹線道路網が形成されています。一方、名張市には高規格幹線道路や地域高規格道路⁵はありませんが、国道165号、国道368号等が幹線道路として機能しています。
- ・ 都市施設の整備状況については、都市計画道路の整備率は50.9%（県平均46.7%）、汚水処理人口普及率は87.3%（県平均83.5%）と県の平均を上回り、都市計画公園の一人当たり面積は7.04m²/人（県平均10.65m²/人）で県の平均を下回っています。
- ・ 移動時における自家用車への依存が高く、公共交通の利用者が減少し、地域によっては公共交通のサービス水準を保つことが困難となってきています。

iv. 自然環境、災害等

- ・ 本圏域は、自然公園区域が3区域指定されるなど、豊かな自然環境を有するとともに、歴史・文化施設等の多様な地域資源を有しており、これらの適切な保全を前提とする広域交流への活用が期待されています。
- ・ 南海トラフ地震⁶による被害想定については、津波浸水の危険がなく、他圏域と比べ、被害が少ないと想定されていますが、過去には内陸型の安政伊賀地震が発生しています。一方、復旧・復興に向けて必要となる地籍調査の進捗率は22.3%（三重県9.4%、全国51.6%、平成28年度末時点）にとどまっています。
- ・ 発生頻度が高まっている大雨や、大型化する台風等による風水害の発生が懸念されています。

区の人口密度が40人/haを下回ることがある。

⁴ 高規格幹線道路：全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路のこと。

⁵ 地域高規格道路：高規格幹線道路を補完し、社会交流を支える規格の高い幹線道路のこと。

⁶ 南海トラフ地震：駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートおよびユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を震源とする大規模な地震のこと。

② 圏域・都市計画区域における取組

- ・本圏域は、区域区分⁷を定めない都市計画区域（以下「非線引き都市計画区域」という。）で構成されています。このなかで、伊賀市においては自主条例による土地利用の管理手法を導入し、また、名張市では特定用途制限地域の指定を検討するなど、地域の実情に応じた手法による集約型都市構造⁸の構築に向けた取組が進められています。
- ・本圏域は、名古屋と大阪の大都市圏の中間に位置し、名阪国道、国道25号、国道163号、国道165号、国道368号、国道422号、伊賀コリドール（広域農道）等の道路網の整備が進んでおり、両大都市圏へのアクセス性を生かした産業集積、交流を促進するための多様な取組が進められています。また、名神名阪連絡道路の整備に向けた検討が行われています。
- ・公有民営方式による伊賀鉄道の運行をはじめとして、公共交通を維持するための取組が進められています。
- ・全国的に自然災害が多発する中、周囲を山地に囲まれた本圏域では丘陵部の土砂災害対策のほか、川上ダムの建設をはじめとする治水事業等が進められています。
- ・本圏域では、松尾芭蕉の生誕地、伊賀流忍者の発祥地といった歴史・文化的な特色や資産、赤目四十八滝をはじめとする自然環境等の地域資源を生かした観光の振興が図られてきました。近年では伊賀市が「忍者市」を宣言するなど、特徴ある取組が進められています。

（2）圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題

圏域の現状をふまえ、基本方針で示した「都市づくりの方向」ごとに都市計画が担うべき中心課題を抽出します。

<地域の個性を生かした魅力の向上>

- ・歴史・文化や豊かな自然環境等の多様な地域資源を生かすとともに、良好な景観の形成・保全等により、地域の魅力を高め、地域活力の向上に資する広域交流を促すことが必要です。
- ・これまでに形成されてきた道路・公園等の都市施設や、既に立地・集積している都市機能、あるいは歴史・文化を背景とするまち並み等のストックを生かしながら、都市空間を魅力あるものとしていくことが必要です。

⁷ 区域区分：都市計画法第7条に基づき、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つの区域に区分すること。区域区分を行うことを一般的に「線引き」という。

⁸ 集約型都市構造：一般的には、医療・福祉施設、商業施設等の都市機能がアクセス性の高い交通結節点等の拠点にまとまって立地し、その周辺に住居がまとまって立地することで、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの都市機能に容易にアクセスできるような都市構造をいう。

<都市機能の効率性と生活利便性の向上>

- ・土地利用面では、市街地や市街化が進んだ大規模住宅団地等では、都市施設整備や都市機能の相互連携、適正な土地利用規制の適用を進め、空き地・空き家に対応しながら良好な住環境の維持・増進を図り、定住化を促進・支援することが必要です。
- ・商業・業務、文化、医療、教育等、多様な都市機能は、集約型都市構造の構築の観点から、中心市街地や主要な駅周辺等における既存ストックの活用が可能な区域への集約が必要で
- ・人口減少に伴い空き地や空き家が発生し、市街地の低密度化がさらに進行すると予測されており、生活利便性を確保するために、必要な都市機能を維持することが必要です。
- ・市街化動向がみられる市街地周辺や幹線道路沿道等において、優良農地の保全や無秩序な開発等の抑制のために必要な場合には、地域のコミュニティ維持に配慮しつつ、適切な都市計画制度の適用を図ることが必要です。
- ・施設面では、人口減少等の社会情勢の変化を十分にふまえた上で、県民生活を支える幹線道路ネットワークや公共下水道等について計画の必要な見直しを行い、整備を進めるとともに、良好な居住環境の形成に向けた都市施設の充実および適切な維持管理を計画的・効率的に進めることが必要です。
- ・超高齢社会への対応と環境負荷の低減に向け、利便性の高い公共交通ネットワークの構築とサービスレベルの維持・向上を図るとともに、公共交通の利用を促進するため、交通結節点および周辺施設の整備が必要で

<災害に対応した安全性の向上>

- ・防災面では、地震の揺れによる被害のほか、洪水被害、土砂災害等の風水害が懸念されていることをふまえ、災害に強いまちづくりに向け、防災施設の整備等のハード対策と土地利用の規制・誘導等のソフト対策を一体的に進めることが必要です。
- ・地震災害や洪水被害、土砂災害等に強いまちづくりに向け、必要となる地籍調査等を進めるとともに、緊急輸送道路や河川堤防、土砂災害防止施設等の公共土木施設について、未整備箇所の整備や、老朽化対策を進める必要があります。

<産業振興による地域活力の向上>

- ・豊かな自然環境との調和を図りつつ、名古屋・大阪の両大都市圏への高い交通利便性を生かし、工業系用途地域を中心に産業集積を図ることが必要です。
- ・開業が見込まれるリニア中央新幹線については、整備の進捗を注視しながら、その施設への円滑なアクセスや他圏域との交流に資する交通ネットワーク等の整備を検討し、地域活力の向上につなげていくことが必要です。

(3) 都市計画の理念と目標

圏域の現状および課題をふまえ、本圏域のめざすべき将来像を理念として示すとともに、基本方針にて示した「都市づくりの方向」（「県民と共に考える地域づくり」およびこれを土台とする4つの方向）ごとに目標を設定します。

恵まれた歴史・文化・自然を有する圏域として、これらを大切に守り、育みながら地域の魅力を高めるとともに、大都市圏や周辺地域とのつながりを生かした産業の振興や交流の促進により、住む人々や訪れる人々のところが豊かになる都市をめざします。

【地域の個性を生かした魅力の向上】

—地域の魅力を高め、大都市圏や周辺地域との交流を促す圏域づくり—

- ・ 鈴鹿国定公園や室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園に代表される豊かな自然環境のほか、城下町や街道沿いのまち並みを形成してきた古くからの歴史や伊賀流忍者発祥の地といった独自の文化等の多様な地域資源を生かした地域づくりを進めるとともに、県内はもとより、名古屋や大阪・京都といった大都市との交流を促す圏域づくりを進めます。
- ・ 古いまち並みや水・緑に囲まれた良好な生活空間について、安らぎや潤いを与える場、ゆとりあるオープンスペースとしての保全や活用を図ることにより、都市の付加価値を高めます。
- ・ 郊外の住宅地等は、自然豊かなゆとりある生活環境を維持・形成し、魅力ある暮らしの場とします。

【都市機能の効率性と生活利便性の向上】

—地域の広域連携による効率的な圏域づくり—

- ・ 多様な都市機能の集約を図る拠点形成・配置し、公共交通等により各拠点間が相互に連携する都市構造の構築をめざします。
- ・ 都市構造に大きな影響を及ぼす大規模な商業・業務、医療等の都市機能については、中心市街地へ計画的に誘導を図るなど、集約型都市構造の構築に向けた立地の適正化を図ります。
- ・ 市街地においては、都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域等への居住誘導により、人口密度を維持し、生活サービスの存続を図り、居住者の利便性が確保されるまちづくりをめざします。
- ・ 行政機関等の公共建築物、公共交通等の交通基盤の再編や、道路等の都市施設の見直しを進める上で、一定のサービス水準を確保し、誰もが安全で安心して住み続けられる環境を形成します。

【産業振興による地域活力の向上】

ー広域交流促進と産業集積による活力ある圏域づくりー

- ・環境との共生やエネルギー効率を考慮しながら、名古屋・大阪の両大都市圏へのアクセス性を生かし、また、地域や企業のニーズを反映して、産業機能の集積を図ります。
- ・多様な地域資源や、隣接府県との文化的なつながりを活用しながら、広域交流の拡大による地域活力の維持・向上を図ります。

【災害に対応した安全性の向上】

ー災害に強く、しなやかな圏域づくりー

- ・「防災・減災」に必要な施設等の整備や長寿命化を図り、災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害時の防災・医療の拠点と各地域の連絡を強化し、安全・安心を実感できる生活環境づくりを進めます。
- ・災害リスクの高い場所では都市的土地利用を抑制するなど、大規模自然災害による被害の低減に向けた都市構造を検討します。

(上記4つの方向の土台)

【県民と共に考える地域づくり】

- ・都市づくりの主役は県民との観点から、県民の参画と協働による取組を推進し、県民が参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・県民が都市計画や都市づくりに参画しやすい環境をめざし、知識の普及や積極的な情報提供を行うとともに、県民が意見を述べる可以增加を図ります。

(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造

「(3) 都市計画の理念と目標」において示した将来像について、「都市づくりの方向」ごとに以下の要素とその組合せで将来都市構造図として示します。

◆ 将来都市構造図で示す要素

拠点	<p>広域的な役割をもつ圏域における拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域拠点：「集約型都市構造の要」として多様な都市機能の集約を図る地区 ○ 交流拠点：広域的な交流活動を行う地区・施設等（自然交流拠点、歴史・文化交流拠点、レクリエーション等交流拠点に区分する。） ○ 広域的な防災拠点：広域的な防災機能を備えた施設、災害時に拠点となる施設等
連携軸	<p>圏域内の各拠点や圏域と他圏域、県外との相互連携を支援する交通基盤等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連携軸：主に圏域間や県外との連携を担う交通基盤 ○ 圏域内連携軸：主に圏域内の連携を担う交通基盤 ○ 防災連携軸：災害時の物資輸送等を担う交通基盤 ○ 緑のネットワーク軸：自然環境と市街地を連携する河川や海岸線 ○ 歴史連携軸：地域の歴史や文化をつなぐ歴史的な街道
ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用途地域：用途地域の範囲 ○ 工業系土地利用誘導ゾーン：積極的に大規模工業施設の誘導に取り組むゾーン ○ 自然交流地区：自然環境を生かした交流を推進する区域等 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域、森林地域：原則として保全を図る市街地外の森林や優良な農地 ・防災に係る指定区域等：災害への対応の前提となる土砂災害警戒区域等、河川浸水想定区域

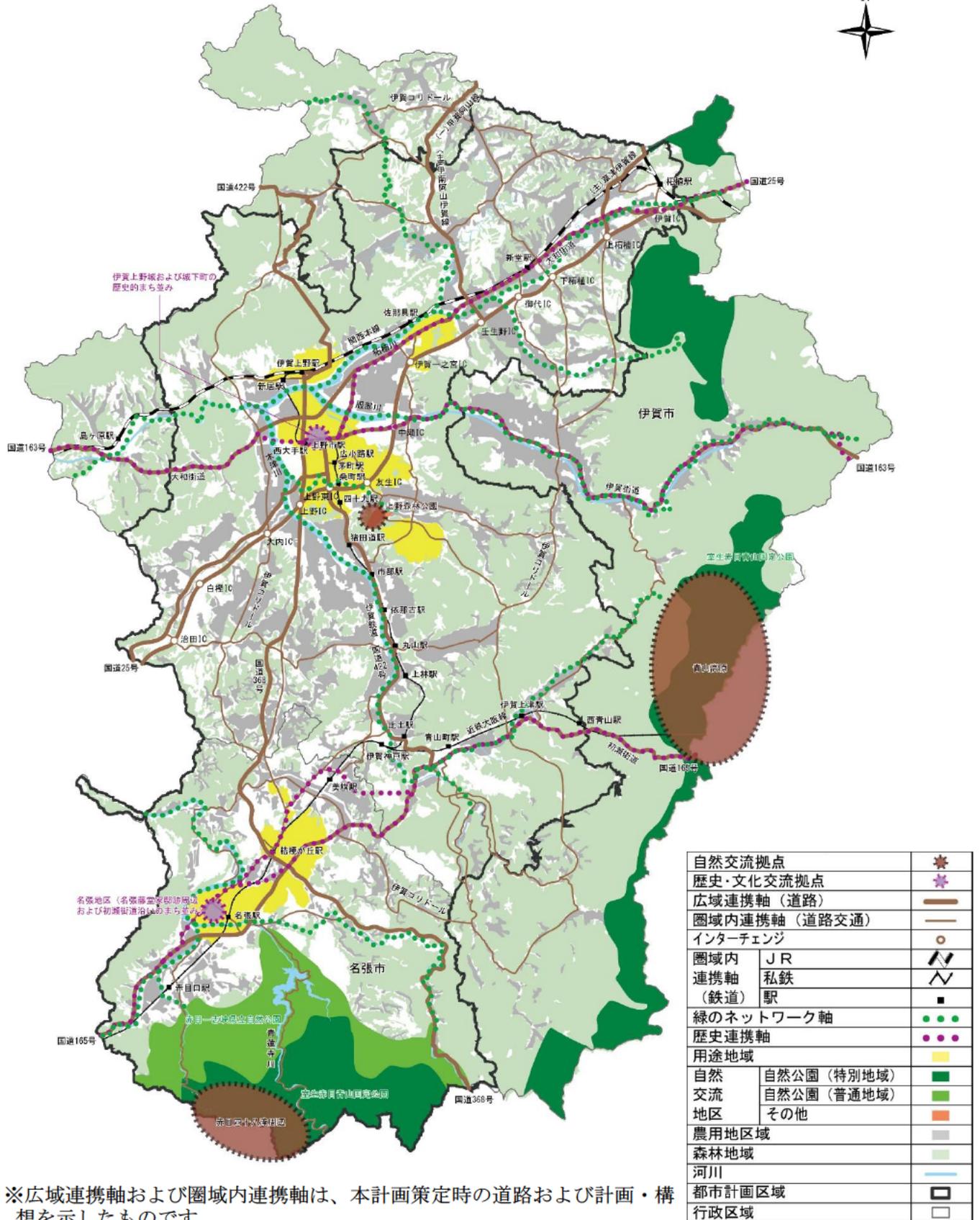
◆ 都市づくりの方向と要素の組合せ

		都市づくりの方向			
		地域の個性を生かした魅力の向上	都市機能の効率性と生活利便性の向上	産業振興による地域活力の向上	災害に対応した安全性の向上
拠点	広域拠点		○		
	交流拠点	自然交流拠点	○		
		歴史・文化交流拠点	○		○
		レクリエーション等交流拠点			
	広域的な防災拠点				○
連携軸	広域連携軸	○	○	○	○
	圏域内連携軸	○	○	○	○
	防災連携軸				○
	緑のネットワーク軸	○			
	歴史連携軸	○			
ゾーン	用途地域	○	○	○	○
	工業系土地利用誘導ゾーン			○	
	自然交流地区	○			
	その他	農用地区域、森林地域	○		
防災に係る指定区域等					○

◆ 伊賀圏域将来都市構造図（1 / 4）

【地域の個性を生かした魅力の向上】

- ・地域の魅力を高め、大都市圏や周辺地域との交流を促す圏域づくり

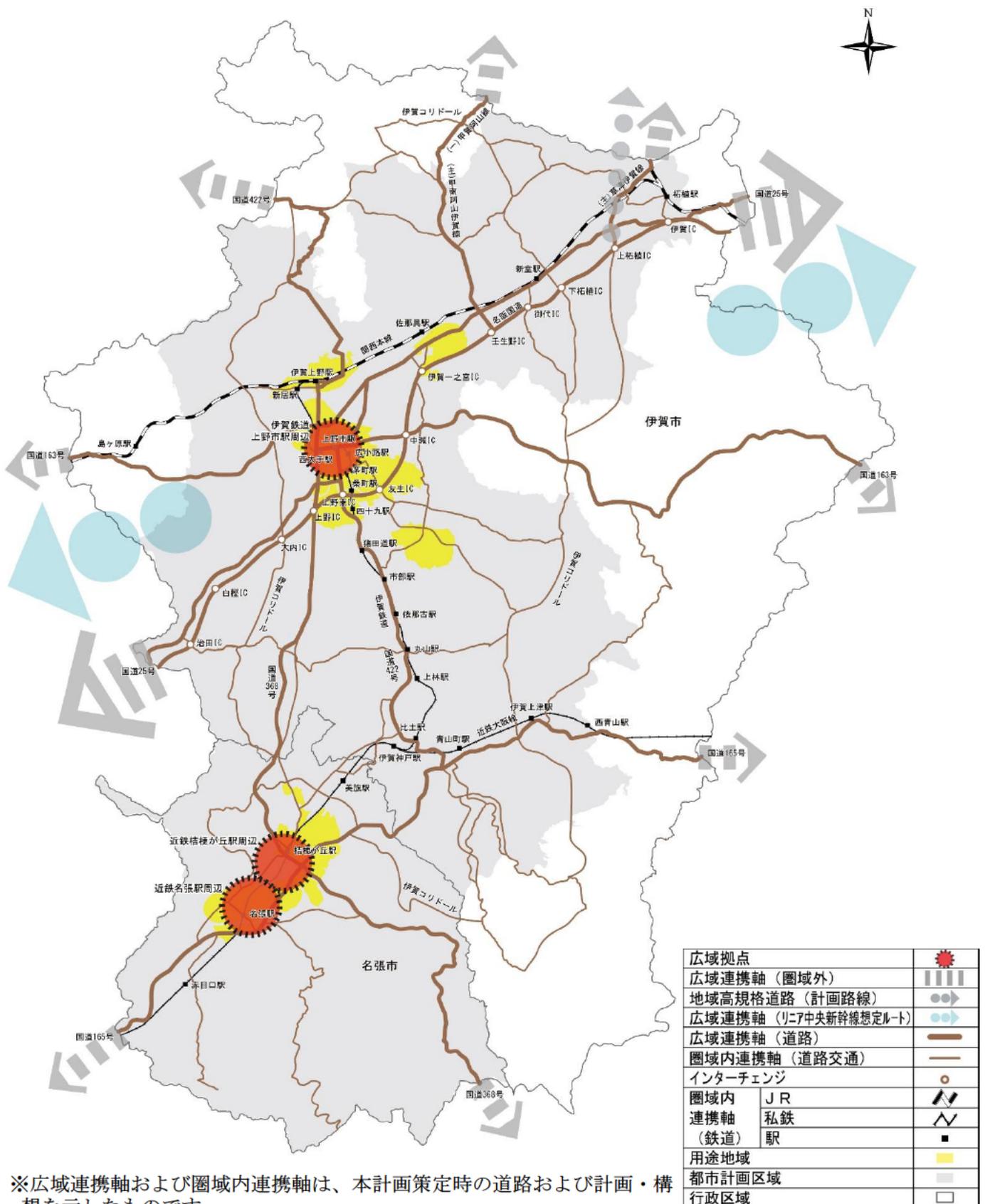


※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

◆ 伊賀圏域将来都市構造図（2/4）

【都市機能の効率性と生活利便性の向上】

- ・地域の広域連携による効率的な圏域づくり

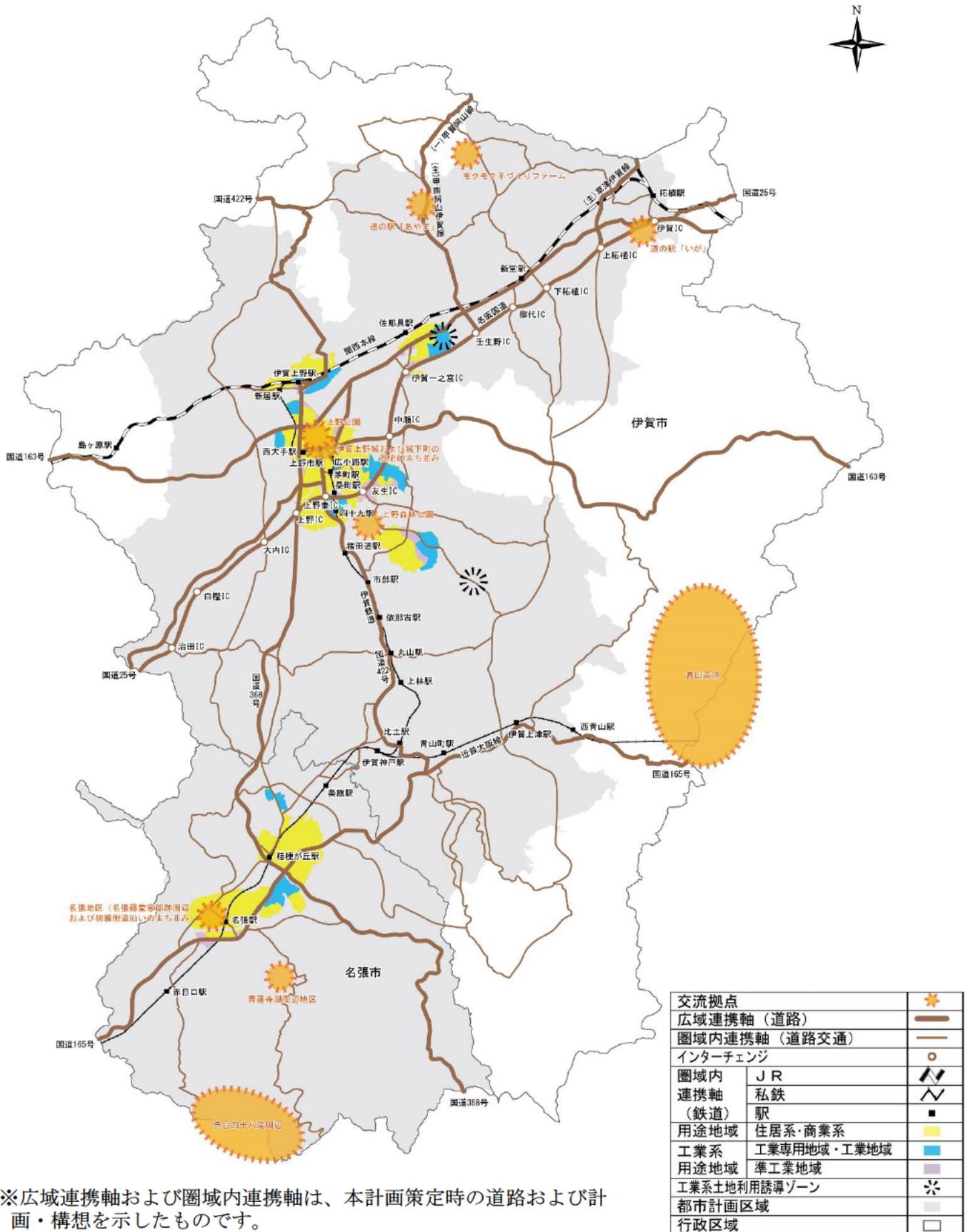


※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

◆ 伊賀圏域将来都市構造図 (3 / 4)

【産業振興による地域活力の向上】

・ 広域交流促進と産業集積による活力ある圏域づくり

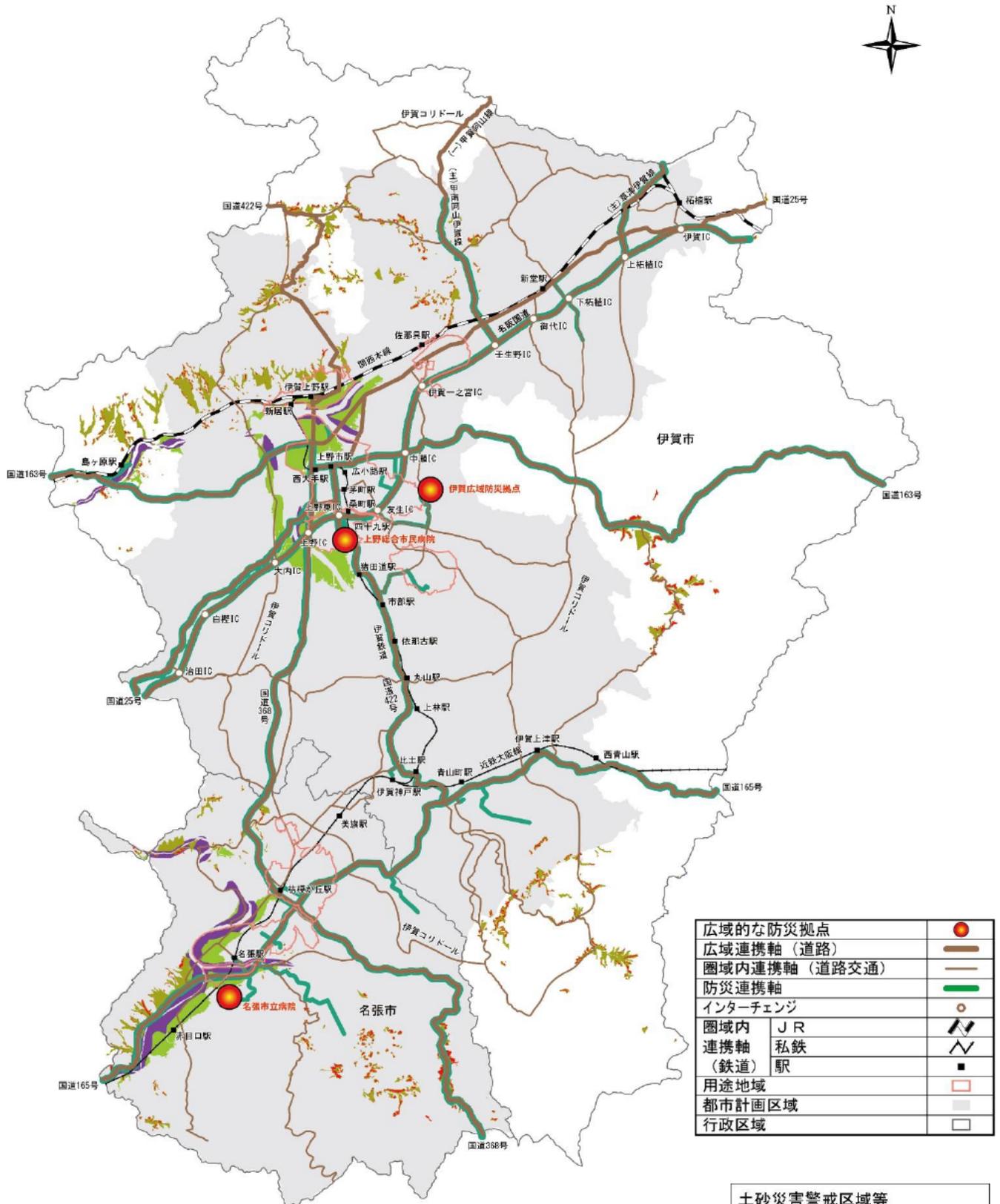


※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

◆ 伊賀圏域将来都市構造図 (4 / 4)

【災害に対応した安全性の向上】

- ・災害に強く、しなやかな圏域づくり



- ・土砂災害 (特別) 警戒区域については、指定済みの箇所を表示。
- ・河川浸水想定については、公表済みの淀川水系に係る想定結果を表示。

※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

- 土砂災害警戒区域等
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 河川浸水想定
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 想定最大浸水域

① 拠点形成・機能誘導の方針

i. 広域拠点

- ・本圏域において、多様な生活サービス施設等が集積し、市を越えた公共交通等の結節点となる地区のうち、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区を広域拠点として位置づけます。

※広域拠点の選定：都市機能の集積評価（都市施設の立地状況、人口集中地区等）と交通アクセス機能の評価（鉄道交通・バス交通の状況、幹線道路の整備状況）により一定基準を満たす地区を選定しました。

◆ 将来圏域構成（拠点）

拠点名	市名	都市計画区域	拠点名称
広域拠点	伊賀市	伊賀	伊賀鉄道上野市駅周辺
	名張市	名張	近鉄名張駅周辺
			近鉄桔梗が丘駅周辺

【各拠点の方向性】

○上野市駅周辺

多様な都市機能の集積・強化や、周辺での生活関連機能の向上を図るとともに、今も残る城下町の町割や歴史建築等、歴史的・文化的地域特性を生かした中心市街地の形成をめざします。

○名張駅周辺、桔梗が丘駅周辺

多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図ります。

ii. 交流拠点

- ・地域の個性を生かし、地域活力の向上等につながる交流活動が行われる拠点的な地区を交流拠点とします。

※交流拠点の選定：主要観光地や広域交流のための施設整備等が行われている施設を選定しました。

<自然交流拠点>

- ・交流拠点のうち、広域的な公園や自然公園区域内に所在する自然環境を生かした地区や施設を自然交流拠点として位置づけます。
- ・自然交流拠点およびその周辺では、豊かな自然環境の保全に努めつつ、施設の維持、整備を進め、アクセスの向上を図ります。

<歴史・文化交流拠点>

- ・交流拠点のうち、特に個性ある歴史・文化、景観を生かし魅力ある地域づくりを行う地区や施設を歴史・文化交流拠点として位置づけます。
- ・歴史・文化、景観を生かした地域づくりを行うため、地域づくりの支援やアクセスの向上を図ります。また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく取組を促進するほか、当該区域の周辺を含めて景観法に基づく重点地区の指定や文化財保護法等の適用を検討し、区域の保全を図ります。

＜レクリエーション等交流拠点＞

- ・上記以外で、広域交流を行う地区や観光施設をレクリエーション等交流拠点として位置づけます。
- ・レクリエーション等交流拠点として位置づける観光施設等では、交流による地域活力の維持・向上に資するアクセスの向上や相互連携の促進を図ります。

◆ 将来圏域構成（拠点）

拠点名	市名	都市計画区域	拠点名称	
交流拠点	自然交流拠点	伊賀市	伊賀 上野森林公園	
		名張市	— 青山高原	
	歴史・文化 交流拠点	伊賀市	名張 赤目四十八滝周辺	
		名張市	伊賀 伊賀上野城および城下町の歴史的まち並み	
	レクリエーション等 交流拠点	伊賀市	伊賀	名張地区（名張藤堂家邸跡周辺および初瀬街道沿いのまち並み）
				上野公園
				モクモク手づくりファーム
		名張市	名張	道の駅「いが」
				道の駅「あやま」 青蓮寺湖周辺地区

iii. 広域的な防災拠点

- ・広域的な防災機能を備えた施設や災害時に拠点となる医療機関を広域的な防災拠点として位置づけます。
※広域的な防災拠点の選定：三重県地域防災計画に位置づけのある施設を選定しました。
- ・広域的な防災拠点として位置づける各施設は、施設の維持・活用を図るため、周辺地域の市街地整備や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を進めるなど、拠点周辺地域の防災性向上を図ります。

◆ 将来圏域構成（拠点）

拠点名	市名	都市計画区域	拠点名称
広域的な 防災拠点	伊賀市	伊賀	伊賀広域防災拠点
			上野総合市民病院
	名張市	名張	名張市立病院

② 連携軸の方針

- ・圏域内の各拠点や圏域と他圏域、県外との相互連携を支援する交通基盤等である以下に示す各要素を連携軸と位置づけ、ネットワークの構築を図ります。

◆ 将来圏域構成（連携軸）

連携軸名	位置づけ	対象
広域連携軸	◆主に、圏域間や県外との連携を担う幹線道路および鉄道	高速道路等の高規格幹線道路、圏域外を連絡する国道・主要な県道および鉄道
圏域内連携軸（道路交通）	◆主に、広域拠点等の圏域内の拠点間の連携や産業振興を担う幹線道路	圏域内の国道および主要な県道等（幹線バス交通を含む）
圏域内連携軸（鉄道）	◆主に、広域拠点等の圏域内の拠点間の連携や産業振興を担う鉄道	鉄道
防災連携軸	◆災害時に広域的な防災拠点や関係拠点を結び、物資輸送等を担う幹線道路	緊急輸送道路
緑のネットワーク軸	◆圏域内の豊かな自然環境と市街地を連携する河川	主要河川（河川沿いの緑および水面）
歴史連携軸	◆地域の歴史や文化をつなぐ歴史的な街道	主要な歴史的街道

③ 土地利用別の目標・方針

i. 住居系市街地

- ・都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域等で災害リスクが低く、都市基盤が整備された区域へ居住を誘導することにより、その区域内の人口割合を増加させるよう取り組みます。
- ・災害リスクが高く、その対策が必要な区域については、都市的土地利用の抑制や建築物の構造等の規制による被害の低減等の施策を実施し、その区域において被害を受ける人口割合を減少させるよう取り組みます。

ii. 商業系市街地

【広域拠点】

- ・広域拠点では、商業・業務、文化、医療、教育等の多様な都市機能を集積し中心市街地の活性化を図るため、必要な都市計画制度を適用します。
- ・広域拠点のうち周辺に人口が集積し公共交通の利便性が高い区域では、新たな大規模集客施設の立地を誘導するため、商業地域や近隣商業地域の用途地域を維持します。なお、伊賀鉄道上野市駅周辺に配置する広域拠点のうち、今も残る城下町の町割や歴史的・文化的地域特性を生かした中心市街地の形成をめざす区域については、新たな大規模集客施設の立地を誘導しないこととします。

【その他商業系土地利用】

- ・広域拠点以外の区域においては、地域住民が日常の買い物や診療等の生活サービスを享受できるよう既存の商業地域または近隣商業地域の指定を維持します。

iii. 工業系市街地

【工業系土地利用】

- ・地域活力の維持・向上を図るため、工業系用途地域や用途地域外の一団の既設工業用地に加え、県や市の計画等により検討・選定され、新たな工業用地の需要が認められる適地を工業系の土地利用を図るべき地域ととらえ、新たな産業や既存産業の立地を促進します。
- ・産業構造の変化等により利用がされなくなった工業用地については、必要に応じて、都市構造へ与える影響等を考慮しつつ、用途の転換を検討します。

【工業系土地利用誘導ゾーン】

- ・工業系の土地利用を図るべき地域のうち、自動車専用道路のインターチェンジ周辺や幹線道路の沿道でニーズが高く一定規模以上の工業用地の確保が見込まれる区域や、既存の工業系用途地域（工業地域・工業専用地域）内の大規模未利用地を工業系土地利用誘導ゾーンと位置づけ、市と協力して積極的に大規模工業施設の誘導に取り組み、地域活力の向上を図ります。

iv. 自然・都市農地等

【自然交流地区】

- ・圏域内の多様で豊かな自然環境を生かした交流を推進するため、自然公園地域等を自然交流地区として位置づけ、風致地区の適用や都市計画法以外の制度の活用等により、整備保全を図ります。

【都市農地等】

- ・市街地内の集団的な農地や山林等は、都市環境にゆとりやうるおいをもたらすとともに、都市農業の場やオープンスペースとしての機能も有することから、地域のめざす市街地像に応じて保全・活用を図ります。
- ・市街地外に位置する森林や優良な農地については、原則として保全を図ります。

④ 都市施設整備等の目標・方針

i. 都市施設

- ・道路や公共下水道等の都市施設については、利便性を確保しながら適切に維持管理ができるよう必要な施設を都市計画に定め、計画的かつ効率的・効果的に整備します。また、都市計画決定され長期未着手となっている施設等の必要性を検証し、人口減少の状況等により必要性が低下したものについては、計画の廃止を含めて見直しを行います。
- ・行政機関等の公共建築物については、既存の施設を有効に活用しつつ、人口減少等に対応した再編・集約を図るなかで、拠点内への集積を図るなど、適切に配置するよう努めます。
- ・道路については、拠点間の円滑な連携を効率的に実現するため、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。
- ・リニア中央新幹線の整備効果を享受できるよう、地域の交通ネットワークとの連携強化を図ります。
- ・防災施設等については、災害に強いまちづくりを進めるため、引き続き、計画的に整備を推進するとともに、既存施設の長寿命化等適切な維持管理を実施します。
- ・多くの人が集まる拠点およびその周辺では、歩行者や自転車等の安全性を高めるため、ユニバーサルデザイン⁹に配慮した歩道等の整備を実施するとともに、たまり空間や駐輪スペース等を備えた快適な移動空間の形成を図ります。

ii. 公共交通

- ・集約型都市構造の構築にあたっては、都市機能の集約を図る拠点を形成するとともに相互に連携させることが重要であることから、整備が進むリニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。
- ・歩行者や自転車等の利便性に配慮しながら、鉄道駅やバス停等の交通結節点および周辺整備等を進め、公共交通の利用促進を図ります。また、交通結節点となる拠点周辺への居住の誘導を進め、持続可能な公共交通を維持します。

⁹ ユニバーサルデザイン：物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）に対処するという考え方を「バリアフリー」といい、施設や製品等について新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方を「ユニバーサルデザイン」という。

(5) 一体の圏域形成に向けた方針

都市活動が広域化しているなかで持続的な都市づくりをしていくためには、圏域をより一体的に捉えていくことが必要であることから、圏域における都市計画区域の再編および指定の方針について示します。

① 都市計画区域の再編

- ・本圏域には2つの都市計画区域がありますが、両都市計画区域には通勤・通学や買い物、保健医療等の日常生活の面でつながりがみられます。当面は、両都市計画区域のつながりを意識しながら、都市計画区域ごとに広域拠点を中心とした各拠点への都市機能の集積を進め、集約型都市構造の構築に取り組みますが、今後の生活圈構成の変化をふまえつつ、長期的には行政区域を越えた再編について検討します。

② 都市計画区域の指定

- ・伊賀市の都市計画区域外に位置する島ヶ原地区（旧島ヶ原村）と大山田地区（旧大山田村）の各支所周辺は、日常サービスを提供する都市機能の維持・集約をめざしています。これらの地区において、都市機能の維持・集約を進めるとともに、一体的な都市形成をめざし、今後、必要な調査を実施し、都市計画区域への編入等の必要性が認められた場合にあつては、都市計画区域への編入等を実施するものとします。